

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成22年10月22日（金）午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所小会議室（地下1階）

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

伊東真理子，上野有理，大久保和久，大野正男，小川卓爾，沢井進一，柴田寛之，
千貫悟，高橋陽一，内藤悟

（事務担当者）

梅森昌行，中野典子，吉田進，藤原扇一，奥野浩一，吉川昌範，大本善久

4 議事

(1) 委員の異動の報告

事務担当者から，委員1名の交替の旨報告があった。

(2) 新任委員の自己紹介

(3) 委員長の選任

委員の互選により，柴田寛之委員を委員長に選出した。

(4) 児童虐待と家庭裁判所のかかわりについて

事務担当者から，児童福祉法28条事件について紹介（児童虐待と家庭裁判所のかかわり，立法趣旨，平成16年改正の趣旨，事件の流れ，事件の動向）

(5) 意見交換（「児童虐待と家庭裁判所のかかわりについて」）

発言要旨は，別紙のとおり

(6) 次回の開催日程

委員の都合等を調整の上，平成23年2月ころに開催することとした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

- 児童養護施設の施設長である委員から、保護された被虐待児童の保護の実情等を紹介していただくことにする。
- 被虐待児童の保護の実情、家族再統合に向けた取り組み等について、紹介する。
 - ・ 児童相談所への入所児童について、昔は、孤児が多かったが、最近では、親がいる児童が9割で、親はいるが、適切な養育をすることが難しい児童の入所が多い。また、入所する児童の6割以上が虐待を受けている。
 - ・ 滋賀県においても、平成16年の法改正により市町村が窓口となり、相談が増え、その後も増加傾向にあり、平成20年度の統計では、滋賀県内の26市町と2か所の児童相談所が受け付けた相談件数は2,307件で、統計を取り始めた平成17年度の1.6倍で過去最高となり、滋賀県の18歳未満の人口比率からすると約100人に1人の割合とかなり多い。
 - ・ 相談の種別は、ネグレクトが約5割、年代別では小学生が約4割、虐待者は、実母が約7割となっている。
 - ・ 児童相談所が受け付けた平成20年度の児童虐待相談件数716件のうち93.9パーセントは在宅指導でそのまま家庭生活を継続しており、あとは児童福祉施設等での社会的養護を受けている。
 - ・ 最近では、職員による施設内虐待、里親による虐待なども問題となっている。
 - ・ 児童福祉法28条1項の申立（以下、「28条申立」という）の際に、証明するための証拠として法医学鑑定を依頼することが多くなってきた。
 - ・ 児童福祉法28条1項の解釈については、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において」とされているところ、分離が必要かどうかの判断と子の福祉からの視点があるのではないかと思う。
 - ・ 28条申立が認められた後、児童相談所は、関係構築をしながら親子の再統合を進めていくことになる。28条の審判結果については、文書で親に通知されると聞いているが、その内容についてどこまで親が理解しているか、誰が説明するのかという点、そういう存在はなく、再統合を進めていく上でも難しい課題である。
 - ・ 28条申立が認められた後、家族再統合に向けて2年毎に更新するかどうか判断していくことになるが、家庭裁判所は、都道府県に保護者指導に関する勧告をすることができる。ただ、その勧告には強制力がなく、児童相談所の言うことに従わないケースも多い。このような状況の中、児童相談所には個別にケアしていただくだけの人員が確保されておらず、虐待の認識がない保護者、障害を持つ親なども増えてきており、親子の家庭復帰に向けた関係調整を担う児童相談所及び施設にとって、家族再統合は容易なことではないのが実情である。
- 精神科医である委員及び大学の研究者である委員から、専門領域に照らしたご意見、感想をいただきたい。
- 精神科医として児童相談所に入所する子を持つ親を診ることがあるが、精神疾患のある人

が結構いる。発達障害の子に対して、コミュニケーションが取れず、手がかかるので、しつけが厳しくなり、虐待に至るケースがあるが、そのような場合、親にも発達障害の傾向が見られることがある。いい子を育てようとして、能力を超えた教育を強いることがある。大家族だと、周りの人間が、そこまでしなくても、と声をかけてくれるが、都会ではそういう援助も期待できず、児童虐待の問題が増えていくのではないかというのが感想である。

- 虐待者は実母が多いという統計が紹介されたが、諸外国に比べて日本は実父母による虐待が多いと聞く。それは、母親に対して子育てに求める理想が大きく、負担が重いことが理由だとする指摘がある。親が障害を抱えている場合もあり、親に対する指導、支援だけでなく、周りのことも含めた対策が必要だと思う。
- 今回児童虐待をテーマにするとこのことで、児童相談所にも事前に話を聞いてみたが、家庭裁判所との関係で問題点が出てこなかった。法改正により市町村が窓口となり、相談件数も増え、児童相談所も人員を増やしたが、対応もまだ十分でない中、家庭裁判所の姿があまり見えてこない。手続的な話の中で、家庭裁判所との関わりを掘り起こすところまでいっていないことが問題だと思う。
- ◎ 弁護士会で行われた児童虐待防止に関する研修で、参加した児童相談所所長や元家裁調査官の大学の先生から述べられた話をいくつか紹介する。
 - ・ 28条申立について、事前相談で裁判所職員が使う「疎明資料」などの用語が難しくてよくわからない。
 - ・ 事前相談は、申立後、調査するに当たり、どういうところに調査が必要かなどについて確認するためのものと思われるが、その事前相談の際、この申立てが通るかどうかの話になり、わからないと言われ、児童相談所にその旨報告したところ、その先が進まなくなってしまったことがある。
 - ・ ネグレクトに対する裁判所の理解不足があるのではないか。ネグレクトは必要なことをしない事案であり、裁判所から、具体的に何があったのかと聞かれてもなかなか答えられず、説明することが難しい。
 - ・ 裁判所は、疑わしきは保護者の利益にと考えているところがあるのではないか。
 - ・ 28条申立事件は、甲類審判事件で、ある程度裁判所が評価して判断することが予定されているものであるから、事前相談で細かい資料まで求めるのではなく、とりあえず調査して必要なものを出してもらって運用にした方が申立てしやすくなるのではないか。
 - ・ 臨検搜索令状があまり利用されていないのではないか。虐待している親は事実を隠す傾向があり、出頭要求にも応じないような場合、児童相談所も請求したいが、手続に慣れていないこともあり、どうやって請求していいかわからない。これは児童相談所の問題であるが、協議会等の場で記載方法やサンプルを示す等してもらってもいいのではないかと思う。
- 家庭裁判所では、児童相談所との間でどのような協議会を開催していますか。
- ▲ 家庭裁判所は家事関係機関との連絡協議会を年に1回開催しており、児童相談所の出席を求めて、関連する議題の協議も行っている。ちなみに厚生労働省が臨検搜索令状のひな形を示していると聞いている。

▲ 児童相談所と虐待をテーマに協議会を行ったこともあるが、児童相談所と毎年そのような協議会をやっているわけではなく、必要に応じて実施している。

▲ 用語が難しいという意見について、確かに「疎明資料」などの用語は裁判所ではよく使うが、日常接することのない用語だと思う。裁判所としても相談に来られた人に対してよりわかりやすく説明する必要があると思う。

事前相談の目的は、1つは、処理態勢の準備、もう1つは、申立ての際に必要な資料の確認など申立てをスムーズに行ってもらうためのものである。事件処理については、子供の福祉に影響を与えるものなので、なるべく早く進めようという意識を持っている。申立人の方で必要な資料を揃えてもらってはいるが、申立ての際にすべて揃っている必要はなく追加的に提出してもらうこともある。

◇ 28条申立が通るかどうかの話で、わからないと言われて、その先がストップしてしまったという話があったが、裁判所は申立てがあつて判断をしていくので、先に結論を言うことはできない。

◎ そのような事例があったという話で、その趣旨は、とりあえず申立てがしやすくなるようにしてほしいということだと思う。

○ 統計資料の28条事件の既済事由に「取下げ」があるが、どのようなことで取り下げられるのかお伺いしたい。

▲ 取下げのほとんどは、調査官による調査など、裁判所の手続きのなかで、保護者が、施設への入所に同意すると承認したケースだと思われる。

○ 児童相談所としても、テクニックの問題であるが、28条申立をすつとついうと、親が同意するケースもある。

○ 裁判所から取下げの働きかけをすることはあるのか。

▲ 保護者と面接して、指導助言をする中で、保護者にどうついう養育をしてきたかを確認し、同意する選択肢もあるとついうこともある。

○ 親子の問題に法が立ち入ることに限界がある中で、28条申立により親と子を引き離すのは福祉の視点から難しいことだと思う。

○ 児童相談所は通報を受けたら、48時間以内に事情を確認しなければならず、一時的に同意がなくても児童を引き上げることもできる。そこから、親と一緒に暮らすことが可能かどうかを確認し、無理なら最終的に28条申立をすつとついう流れになる。

○ 児童虐待の中で、28条申立に至る事案は一部に過ぎず、ほとんどが同意して入所しているケースだと思う。

○ 28条申立に対する裁判所の判断として、却下と認容があるが、その基準はあるのか。

■ 却下の理由はわからないが、申立てをすつたいのに手続が煩瑣であるために申立てを躊躇していることがあれば問題かもしれない。

◎ 裁判所としては、とりあえず調査をし、そこまでの必要がないとついうことであれば、児童相談所に取り下げてもらつうか、却下する運用でもいいのではないかとついう思う。

○ 事件数の動向について、28条申立事件の滋賀県の状況はどのようになつてついういるか、教え

ていただきたい。

- ▲ 平成18年が2件で、うち認容が1件、取下げが1件、平成19年が3件、平成20年が3件、平成21年が4件、すべて認容である。

児童相談所としても、保護者の同意があつて入所した方が再統合に向けた指導もしやすいことから、できるだけ保護者の同意を求めていると思う。

- そのとおり保護者の同意があつた方がやりやすく、同意を求めているが、それでも無理な場合は28条申立をすることになる。
- △ とりあえず申立てをして、調査をした上で、必要がないとして却下してもらうやり方は、児童相談所と保護者との間に継続的な関係があることからすると、非常にやりにくくなるのではないかと思う。
- ◎ 調査された後に取り下げると、調査されている以上、その後の児童相談所と保護者との関係が悪くなるのではないかとも思うが、むしろ、それで躊躇して手続が止まったり、保護すべき児童が保護できないことがあれば、それは問題だと思う。

- 28条申立の審理のスピードは、以前と比べてどのようになっているか。

- ▲ 全体の件数が少ないので平均的な数値は言いにくく、事案によるところもあるが、裁判官と相談してピンポイントで調査するなどの工夫をしているので、以前より迅速な処理がされていると思う。申立てがあれば、まず裁判官から事情を聞く手続を先行させて、その中で必要な調査を行い、結論を出すという流れでやっている。

- 28条申立の場合、子供は一時保護という形になり、審判結果が出るまで、学校にも行けない。時間がかかると子供に不利益になるということもあり、できるだけ迅速にしてもらいたいという思いがある。

28条事件のように保護者と対立する場合に、裁判所の審判を仰ぐということで、児童相談所はいくつかの役割を担わなければならない。制度的な問題になるが、家庭裁判所の機能を強化し、児童相談所がなだめる側になった方が再統合もスムーズに進むのではないかという話も出ている。

- ▲ 確かに児童相談所の担当者は苦勞されていると思う。28条申立の場合、裁判所が決定をするのであるから、裁判所が悪者になるというスタンスでいるが、端緒となる申立てがないと裁判所の手続きはスタートしない。出発点に対立構造でスタートしていることから、制度的にどう変えいくか難しい。

- 申立権者を変えることも考えられるが、児童相談所以外に事情を把握して申立てをするのに相応しい者がいるかと言うと難しい。

- 同意するという事は争わないということで、問題をぼかしてしまうことになり、保護者が自分とは関係ないと受けとめ、後から悪いのは施設ということで、罵倒しに來たりすることもある。そういう意味では、28条申立で裁判所に決めてもらった方がやりやすい面もある。

- 裁判所として、結果を出した後どのように関与していくかが問題だと思う。

- ▲ 裁判所としては、28条申立の審判結果が出た段階で手続きは終わる。再統合に向けた仕組みについて工夫があるのかもしれない。

- 学生が児童相談所に見学に行くと、児童相談所の職員が疲れ果てていると言って帰ってくる。そのような状況の中、問題が起こると新聞紙上で児童相談所はいろいろと書かれている。虐待の問題について、ネットワークなどの仕組みを提言しても、個人情報保護やプライバシーの問題で、踏み込めないところもあり、そうした問題で困っているところもあるのではないかと思う。
- 入所してくるときは、法整備が整ってきたのでやりやすくなってきたが、とにかく人手が全く足りない。どの職員も疲弊している中で、24時間臨戦態勢で仕事をしているのが現状である。
- 傾向として、児童虐待を受けている児童の家庭環境は変わってきているか。
- その時代の負の部分が一番立場の弱い子供が反映させられる。現在も経済的に貧困である家庭の児童も多いが、知的階層が高い家庭でネグレクトによる虐待で入所してくる児童も増えてきている。
虐待を受けた児童と愛情を持って接すれば問題が解決して仲良くなれるかというところではなく、虐待により大人を信じていないことから、こちらが子供のペースに巻き込まれてしまうこともある。受け入れ方も含めて児童への接し方も難しく、職員のメンタルサポートも喫緊の課題である。
- 再統合について、何かご意見がありますか。
- ◎ 28条申立の結果を保護者が受け入れられるかが問題だと思う。受け入れることができれば再統合に向けて同じ方向に向いていけるが、納得していないと難しい。
- 審判結果の通知は、親を呼んで伝えるのではなく、文書により保護者と児童相談所に通知するとのことだが、その結果を、親がどこまで理解して納得しているかが問題だと思う。
- ▲ 保護者に対して手続の流れは調査の過程で話をするが、結論を見越して説明することはできないので、聞いたことを踏まえて裁判官が判断すると説明している。
- 再統合の話などを聞くと、児童相談所の負担があまりにも重いと感じる。先ほどから話が出ていたように役割を分けるということもいいと思う。一般の人が申立てできるようにすることも考えられるが、そうすると裁判所が大変になる。難しい問題だと思う。
- 成年後見の関係で、入所する老人の約7割が認知症で、行政から成年後見を入れてくれと言われるが、書類の作成等が本来業務を圧迫するので、別の会社に委託するシステムをとっているケースもある。児童相談所でこういう運用がいいのかどうかはわからないが、一つの工夫例として紹介する。